

名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会運営規程

令和7年3月7日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、幅広く意見を求めることを目的とした「名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 意見聴取会は、次の各号に掲げる委員により構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校管理職の代表者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(臨時委員)

第3条 教育委員会は、前条の委員に加えて、所掌事項の審議のため必要な学識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(会議の開催)

第4条 意見聴取会の会議は、必要の都度教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第5条 必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 意見聴取会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育委員会が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について意見交換を行う場合
- (2) 公開することにより公正かつ円滑な意見聴取会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 意見聴取会の傍聴については、名古屋市立中学校標準服のあり方に関する

意見聴取会傍聴要項を適用する。

(謝金)

第7条 委員等への謝金は、別表のとおりとする。

(庶務)

第8条 意見聴取会の庶務は、教育委員会事務局教育支援部義務教育課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育支援部長が定める。

附 則

この基準は、令和7年3月7日から施行する。

別表

区分	報酬額
委員及び臨時委員（市職員を除く。）	1回 12,600円
備考：業務が2時間を超える場合、報酬を増額することができる。	

名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会傍聴要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、教育委員会事務局教育支援部長（以下「部長」という。）が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 意見聴取会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、部長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、意見聴取会が傍聴を認めない議題に関する懇談等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、部長及び義務教育課の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、部長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、部長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 部長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、意見聴取会の会議の傍聴に関し必要な事項は、部長が決定するものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。